（R8.5.25）
島根県土木総務課建設産業対策室　澤田、永島
TEL：0852-22-5388　FAX：0852-22-5782
E-mail：shimane-kensetsu@pref.shimane.lg.jp

指 名 停 止 措 置 の 概 要

１．指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住　所	措置期間
（株）大林組 大臣-第３０００号	佐藤　俊美	東京都港区港南 2-15-2	令和　８年　５月２６日から 令和　８年　６月２５日まで （１ヵ月間）

２．指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

３．事実概要

株式会社大林組は「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」を施工する特別共同企業体の代表構成員として携わっていたが､令和６年１０月４日に発生した労働災害に際し、大林組の社員が労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったことについて、大林組及び大林組の社員２名が令和８年３月２４日付で鰍沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

４．指名停止措置理由等

同社が鰍沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことは､「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第２第９号に該当する。

なお、指名停止措置期間は１ヵ月間する。

〈指名停止措置要綱　別表第２〉

措　置　要　件	期　　間
（不正又は不誠実な行為） ９　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等及び維持修繕業務等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	１ヵ月以上９ヵ月以内